

砂糖を使用した食品を輸出する皆様へ

砂糖の購入代の一部が返還される制度があります
輸出促進のため活用してみませんか

精製糖メーカーから購入した砂糖を原料として製造される食品を輸出した場合、砂糖の購入代に含まれる調整金（制度負担金）の返還を受けることができます。

返還される調整金とは

精製糖メーカーは原料糖を輸入する際、砂糖の国内生産を支援するため、トン当たり約20,000～40,000円（注）を調整金として納めています。この砂糖を使用した食品を輸出した場合、その食品に使用した砂糖の調整金に相当する額の返還を受けることができるという制度です。（注）四半期毎に変動します。



対象となる食品とは

- 以下の食品は砂糖の含有量にかかわらず対象となります。
菓子（ベーカリー製品を含む。）、果実、ジャム、マーマレード、果汁、清涼飲料水、乳酸飲料、トマトケチャップ又は野菜を缶、瓶、たるその他の容器に詰めたもの、リキュール、加糖粉乳、加糖練乳、甘納豆、おたふく豆、トマトジュース、汁粉、ぜんざい、ゆで小豆、甘味果実酒、シロップ類、砂糖カラメル
- 上記以外で全重量の40%以上の砂糖を含有する食品も対象となります。

まずはご相談ください



※手続き方法等の詳細はこちらまで
独立行政法人農畜産業振興機構
特産調整部輸入調整第一課
Tel:03-3583-8475
mail:sugar-01@alic.go.jp

